

岡山県教育委員会職員の過重労働による健康障害防止対策実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び関係法令に基づき、職員の過重労働による健康障害を防止するために行う対策について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)過重労働 月45時間を超える時間外労働をいう。
- (2)職員 岡山県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成6年岡山県教育委員会訓令第1号。以下「規程」という。）第2条第1号の職員をいう。
- (3)所属長 岡山県教育委員会事務局の課長、室長及び所長、教育機関の長並びに県立学校長をいう。
- (4)産業医 規程第9条に規定する産業医をいう。

(所属長の責務)

第3条 所属長は、職員の健康保持に留意し、過重労働による健康障害の防止及び過重労働状態の解消に努めなければならない。

- 2 所属長は、全庁共通システム及びICTを活用した業務記録システム等の客観的な方法その他の適切な方法により、職員の労働時間を把握しなければならない。

(所属長の講じる措置等)

第4条 所属長は、月80時間を超える時間外労働又は連続した2か月間の月平均が80時間を超える時間外労働を行った職員（以下「対象者」という。）がいる場合は、対象者の申出により、産業医の面接指導を実施するものとする。

- 2 所属長は、前項の結果により産業医が必要と認めるときは、産業医が必要と認める検査項目の健康診断を受けさせるものとする。
- 3 所属長は、前2項の結果に基づき産業医の指導助言を受け、必要な事後措置を行うものとする。
- 4 所属長は、対象者以外の職員についても、当該対策が必要と認める場合は、前各項の規定を準用し、産業医と連携して必要な対策を講じるものとする。
- 5 所属長は、対象者がいる場合は、当該職員及び産業医に対し、速やかに当該職員に係る当該超えた時間に関する情報を提供するものとする。

(産業医による面接指導及び指導助言)

第5条 産業医は、前条第1項による対象者に対して面接指導を行うとともに、所属長に対して職場における健康管理について必要な指導助言を行うものとする。

- 2 産業医は、前項の結果により必要と認めるときは、必要な健康診断項目の受診を所属長に指導するものとする。

(面接指導結果の記録)

第6条 所属長は、前条第1項の面接指導結果の記録を5年間保存しなければならない。

(職員の責務)

第7条 職員は、自己の健康保持増進及び健康障害防止に努めなければならない。

(サービスの取扱い)

第8条 第4条第1項の面接指導及び第2項の健康診断に係るサービスの取扱いは職務とする。ただし、産業医以外の医師による面接指導は除くものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、岡山県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。